

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、県行造林立木の売買について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和 8 年 10 月 19 日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する物件

県行造林「西野団地」立木売払い

物件番号	所在地	団地名	面積 (ha)	樹種	本数 (本)	材積 (m ³)	林齢
上第 1 号	妙高市 大字杉野沢 地内	西野	1.35	スギ	764	935.744	96
				カラマツ	3	3.650	
				モミ	11	15.699	
				ミズナラ	18	5.764	

2 入札参加者の資格

入札参加資格者は、次に掲げる各号をすべて満たす者とする。

- (1) 新潟県内において木材業（素材の生産又は木材の販売等の事業）又は製材業（機械設備による製材の生産又は単板、合板、床板、集成材、木材チップ等の製造の事業）を営む者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (3) 新潟県暴力団排除条例第 6 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札参加申請書の提出

一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加申請書を期限までに提出しなければならない。

入札参加者で、新潟県木材組合連合会の行う木材業・製材業者の登録者以外の者は、過去 2 年以内の営業実績を証明する書類（決算書、木材取引に係る契約書の写し等）を入札参加申請書に添付すること。

4 入札参加申請書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和8年11月6日（金）午後5時（当日消印有効）
- (2) 提出先 新潟県農林水産部林政課県産材振興室県産材育成係に持参
又は郵送で提出
〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁 農林水産部林政課県産材振興室県産材育成係あて

5 入札物件の説明及び現地案内を実施する日時及び集合場所

- (1) 実施年月日 令和8年10月28日（水）
- (2) 集合時刻 午後1時30分
- (3) 集合場所 妙高市大字杉野沢2030
杉野沢総合センター前駐車場

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和8年11月12日（木）午前11時から
- (2) 入札場所 上越市本城町5番6号
上越地域振興局 入札室

7 入札保証金及び契約保証金の額

- (1) 入札保証金
現金、無記名の国債、地方債若しくは特別の法律により設置された法人の発行する債券をもって、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5以上とする。
- (2) 契約保証金
現金、無記名の国債、地方債若しくは特別の法律により設置された法人の発行する債券をもって、契約金額（取引に係る消費税及び地方消費税を含む額）の100分の10以上とする。

8 その他

- (1) 売買代金納入期限
立木売買契約締結の日から起算して30日以内。ただし、買受人が分納を希望する場合は、県有林立木等処分代金分納及び延納事務取扱要領により次のとおりとする。

区分		納入期限	分納回数	納入方法		
				第1回	第2回	第3回
立木処分代金	100万円以上 500万円未満	契約締結の日から当該年度内3か月以内	2回以内	立木処分代金の30%以上	立木処分代金の未納入額全額	
	500万円以上	契約締結の日から当該年度内6か月以内	3回以内	立木処分代金の30%以上	立木処分代金の30%以上	立木処分代金の未納入額全額

(2) 物件の引渡し

売買代金を完納した日から起算して7日以内。ただし、分納の場合は、分納した金額に相当する量を引き渡すものとする。

(3) 物件の搬出期限

令和11年11月30日（金）

(4) 入札に関する注意事項

ア 郵便による入札は認めない。

イ 代理人に入札に関する行為をさせようとする場合は、入札開始時刻までに委任状を提出しなければならない。

ウ 入札書の入札金額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含まない額を記載する。

エ 入札参加申請書が、期限までに提出されなかった場合は、入札に参加することができない。

オ 入札参加申請者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から入札参加申請書に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

カ 入札参加申請書の提出があった場合、入札参加資格の審査を行い入札参加の可否を決定する。審査の結果、入札参加を認めない場合は、入札日時までに契約担当者より申請者にその旨連絡する。

(5) 契約での消費税の取扱い

落札後、入札書記載金額に取引に係る消費税及び地方消費税を加算した金額（その額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）を契約金額とする。

(6) 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。

9 問い合わせ先

新潟県農林水産部林政課県産材振興室県産材育成係

電話番号 025-280-5325